

改正公益通報者保護法

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邊 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

現行公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法とは？

(目的)

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(制定の背景)

2000年代初頭において消費者の安全・安心を損なう多くの企業不祥事(三菱自動車のリコール隠しや雪印食品による牛肉産地偽装問題など)が発生し、社会問題となったが、これらの企業不祥事の多くが、通報を契機に明らかになったことから、通報の促進および活用を通じて、企業不祥事を早期に是正し、未然に防止することを期待して制定。

⇒2004年6月成立・公布、2006年4月1日施行。

「公益通報」

「公益通報」とは、「労働者」が、「労務提供先」の不正行為（「通報対象事実」が生じ、またはまさに生じようとしていること）を、「不正の目的」でなく、「通報先」に「通報内容」を通報すること（法2条1項）。

「労働者」⇒役員、取引先業者は含まれない。

正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどのほか、公務員も含まれる。

「労務提供先」:労働者が労務を提供する事業者のこと

①雇用元（勤務先）で働いている場合⇒雇用元（勤務先）の事業者

②派遣労働者として派遣先で働いている場合⇒派遣先の事業者

③雇用元の事業者と取引先の事業者の請負契約等に基づいて当該取引先で働いている場合
⇒取引先の事業者

「通報対象事実」（通報の対象となる法令違反）

対象となる法律（及びこれに基づく命令）に違反する**犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為**のことで、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律をいう（平成29年9月現在・462本）

通報の目的が「不正な目的」でないこと

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報した場合は、公益通報にはならない。

「通報内容」

「労務提供先（またはその役員、従業員、代理人その他の者）」について「通報対象事実」が生じ、またはまさに生じようとしている旨

「通報先」

①事業者内部、②権限のある行政機関、③その他の事業者外部のいずれか。

※通報先ごとに保護を受けるための要件（保護要件）が異なる。

「通報対象事実」(通報の対象となる法令違反)

「通報対象事実」とは、「対象となる法律」(及びこれに基づく命令)に違反する**犯罪行為**又は**最終的に刑罰につながる行為**のこと

「対象となる法律」

国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、全ての法律が対象となるのではなく、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律(平成29年9月現在、462本)

分野	法律の例
個人の生命・身体の保護	○刑法 ○食品衛生法 ○道路運送車両法○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律○家畜伝染病予防法 ○建築基準法 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
消費者の利益の擁護	○金融商品取引法 ○日本農林規格等に関する法律 ○食品表示法○特定商取引に関する法律 ○割賦販売法 ○電気事業法○不当景品類及び不当表示防止法
環境の保全	○大気汚染防止法○廃棄物の処理及び清掃に関する法律○水質汚濁防止法 ○土壤汚染対策法 ○悪臭防止法
公正な競争の確保	○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律○不正競争防止法 ○下請代金支払遅延等防止法
その他	○個人情報の保護に関する法律 ○労働基準法○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ○著作権法 ○不正アクセス行為の禁止等に関する法律

「犯罪行為」の例

- ・他人のものを盗んだり、横領すること(「刑法」違反)
- ・有害な物質が含まれる食品を販売すること(「食品衛生法」違反)
- ・自動車のリコールに関連する情報を隠ぺいすること(「道路運送車両法」違反)
- ・無許可で産業廃棄物の処分をすること(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反)
- ・企業間で価格カルテルを結ぶこと(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」違反)

「最終的に刑罰につながる行為」の例

- ・「食品表示法」の義務規定違反の例(部分が公益通報の対象となる行為)

食品表示基準 ⇒ **表示基準違反** ⇒ 指示 ⇒ **指示違反** ⇒ 命令 ⇒ **命令違反** ⇒ 刑罰

※「命令違反」とは異なり、「表示基準違反」、「指示違反」に対しては、直接刑罰が科されないが、違反を続けると、最終的に刑罰が科されるので「公益通報」の対象とされている。

「通報先」

1. 事業者内部(1号通報)⇒「労務提供先」又は「労務提供先があらかじめ定めた者(労務提供先が、社内規程に定める等すべての労働者が知り得る方法で、通報先を定めた場合(例:グループ共通のヘルプライン、社外の弁護士、労働組合))
(保護要件)
① 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料すること
2. 行政機関(2号通報)⇒「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」(通報対象事実について、法令に基づき勧告や命令を行うことができる行政機関)※各府省庁等のほか、都道府県等の地方公共団体も含まれる。
(保護要件)
① 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること
※単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容が真実であることを裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述など、相当の根拠が必要(例えば、過去に漏えい事案があり、再発防止策が不十分な場合や、体制整備義務に関する指針のうち情報管理に関する定めが遵守されていない場合)
3. 報道機関等(3号通報)
(保護要件)①・②の要件をいずれも満たすこと
① 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること
② (イ)～(ホ)のいずれか1つに該当すること
(イ) 事業者内部(労務提供先等)又は行政機関に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
(例) 以前、同僚が内部通報したところ、それを理由として解雇された例がある場合
(ロ) 事業者内部(労務提供先等)に公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
(例) 事業者ぐるみで法令違反が行われている場合
(ハ) 労務提供先から事業者内部(労務提供先等)又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
(例) 誰にも言わないように上司から口止めされた場合
(ニ) 書面(紙文書以外に、電子メールなど電子媒体への表示も含む)により事業者内部(労務提供先等)に公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合
(例) 勤務先に書面で通報して20日を経過しても何の連絡もない場合
(ホ) 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
(例) 安全規制に違反して健康被害が発生する急迫した危険のある食品が消費者に販売されている場合

公益通報者の保護の内容

1. 解雇の無効

- 公益通報をしたことを理由として事業者(公益通報者を使用する事業者)が公益通報者に対して行った解雇は無効

2. 解雇以外の不利益な取扱いの禁止

- 公益通報をしたことを理由として事業者(公益通報者を使用する事業者)が公益通報者に対して不利益な取扱いをすることも禁止

(例)・降格 ・給与上の差別 ・減給 ・退職の強要 ・訓告
・専ら雑務に従事させこと ・自宅待機命令 ・退職金の減額・没収

3. 労働者派遣契約の解除の無効等

- 派遣労働者が公益通報をしたことを理由として、①派遣先が行った労働者派遣契約の解除は無効であり、②派遣先が派遣元に派遣労働者の交代を求めること等、公益通報者に対して不利益な取扱いをすることも禁止

4. 公務員に対する取扱い

- 公務員についても、公益通報を理由とする不利益な取扱いが禁止

通報先の対応

1. 事業者内部に通報(1号通報)があった場合

- **書面により**公益通報を受けた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実に対する是正措置等の状況について**公益通報者に通知するよう努めなければならない。**

※「書面により」とは、紙文書によるもののほか、電子メールなど電子媒体への表示によるものを含む。

※消費者庁が事業者が通報対応等を適切に行うための指針として、**民間事業者向けのガイドライン**を作成し、公表。

2. 行政機関に通報(2号通報)があった場合

- 公益通報を受けた行政機関は、**必要な調査**を行い、**通報対象事実があると認められる場合には、適切な措置**をとらなければならない。

※誤って通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してなされた場合には、その行政機関は正しい行政機関を通報者に教示しなければならない。

※行政機関が内部の職員等及び外部の労働者等からの通報を適切に取扱うための指針として、**国の行政機関向けのガイドライン**や**地方公共団体向けのガイドライン**を作成し、公表

民間事業者向けガイドライン(改正:平成28年12月9日)

○事業者のコンプライアンス経営を促進するため、検討会報告書の提言を踏まえ、主に以下の4つの視点からガイドラインを見直し、内部通報制度の実効性の向上に向け、事業者が取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化。

1. 通報者の視点<安心して通報ができる環境の整備>

- 通報に係る秘密保持の徹底
- 通報者に対する不利益な取扱いの禁止の徹底
- 自主的な通報者に対する懲戒処分等の減免

2. 経営者の視点<経営幹部の主導による実効性の高い通報制度の整備・運用>

- 経営幹部が果たすべき役割の明確化
- 経営幹部からも独立性を有する通報ルート of 整備
- 内部通報制度の継続的な評価・改善

3. 中小事業者の視点<中小事業者の取組の促進>

- 規模や業種等の実情に応じた適切な取組の促進
- 関係事業者全体における実効性の向上

4. 国民・消費者の視点<制度の適切な運用を通じた企業の社会的責任の実践>

- 法令違反等に対する社内調査・是正措置の実効性の向上

公益通報者保護法と内部通報制度

	公益通報者保護法	内部通報制度
目的	<ul style="list-style-type: none"> • 公益通報者の保護 • 事業者・行政機関がとるべき措置等 	<ul style="list-style-type: none"> • 法令遵守(コンプライアンス) • 企業リスク管理
通報者・通報先	<ul style="list-style-type: none"> • 主体は労働者+下請会社従業員(+退職後1年以内の従業員+役員) • 1号通報(事業者)・2号通報(行政機関)・3号通報(報道機関等)(2号・3号は要件厳格) 	<ul style="list-style-type: none"> • 主体に限定なし(匿名可・取引先も対象としている事業者あり) • 内部通報窓口・外部通報窓口(会社によって柔軟に設定)
対象事実	<ul style="list-style-type: none"> • 限定的(平成29年9月現在・462本の法律違反) 	<ul style="list-style-type: none"> • 無限定(企業の裁量) • セクハラ・パワハラ、ストレスカウンセリング、脱税情報など

ガバナンス・内部統制の一環としての内部通報制度

○大塚副大臣(衆議院:消費者問題に関する特別委員会:令和2年5月19日)

- 公益通報制度は消費者庁が所管をしており、同様に、内部通報、内部統制システムを規定するルールとしては、法務省が所管している会社法もございませし、金融庁が所管している東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードというのもございませ。また、経団連も、独自にそういったガイドラインのようなものを設けているところもあるわけございませ。
- 目的が同じ部分とそうでない部分もあるわけですけれども、しかし、整えるべき体制という意味ではかなり重複してくるところもあろうと思ひませ。信頼性を持って従業員が駆け込むことができる相談窓口をしっかりと整備をするということになるんだと思ひませけれども、また、目的が違いがあるとはいっても、やはり、先ほど穴見委員の質疑の中でもありましたけれども、近年、SNSとかそういったところで無秩序にいろいろなおことが拡散していく、こういう中において、企業にとっても、内部通報体制をしっかりとっておくということが、自律的に違法、不適切な状態を是正していく最後のチャンスということにもなるわけあります。
- そういふ企業にとっても大事な体制をしっかりと整備をし、それを公益通報の体制としっかりと一致をさせて運用していくということが非常に重要だろいふふうにも私思ひませるところございませして、多分、体制の整備を公益通報保護法の改正で求めていっているわけありますけれども、その整備すべき体制をどう評価していくかとか、そういふシステムを整えていく中で、内部統制システムのところから途切れることなく一貫したシステムとして公益通報の保護に至るようなシステムを整えていくということが非常に重要じゃないかな、こいふふうにも思ひませるので、私もそういふふうにも指導していきたいいふふうにも思ひませ。

金融商品取引法の内部統制システムとの関係

金融商品取引法は、投資家の保護のために、内部統制報告書(同法24条の4の4)の記載によって、財務書類の信頼性評価のために内部統制システムに関する情報を開示させることにより、証券市場による投資家の判断を通じて、内部統制システムを整備させ機能させようとしている。

① 金融商品取引法における内部統制システム

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)及びIT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成される(平成23年3月30日企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」)。

② 金融商品取引法上の内部統制システムにおける内部通報制度

①の内部統制システムにおいて、内部通報制度については、「**通常の伝達経路ではないものの、組織の情報と伝達及びモニタリングの仕組みの一つとして、内部通報制度を設ける場合がある。内部通報制度は、法令等の遵守等をはじめとする問題について、組織のすべての構成員から、経営者、取締役会、監査役又は監査委員会、場合によっては弁護士等の外部の窓口を通じて、情報を伝達できるようにするものである。**」と意義付けられる。

また、「**内部通報制度を導入する場合、経営者は、内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備するとともに、必要な是正措置等を取るための方針及び手続を整備することが重要である。**」と位置付けられる。

さらに、「**財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例**」として「**内部通報の仕組みなど、通常の報告経路から独立した伝達経路が利用できるように設定されているか。**」が評価の基準とされる(前記「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」)。

会社法の内部統制システムとの関係

会社法は、株主と債権者の利益を保護するため、会社の業務執行を行う取締役には会社の業務を適正に行うための内部統制システムを構築整備させる義務を負わせ、利害関係者からの取締役への責任追及を背景に、内部統制システムを整備させ機能させようとしている。

① 大会社の内部統制システム構築義務

大会社である取締役会設置会社においては、取締役会で、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を決定する必要がある(会社法362条4項6号、同条5項)。取締役会設置会社以外の会社にも同様の規定がある(会社法348条3項4号、同条4項)。会社法施行規則100条によれば、前記規定を受けて、損失の危険に関する規程その他の体制(同条1項2号)、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(同条1項4号)、当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(同条1項5号)等を定めている。

② 取締役の責任

一定規模以上の規模の企業の代表取締役は、業務執行の一環として、会社の損害を防止する内部統制システムを構築整備する義務を負っていると解されている(大和銀行事件・大地判平成12年9月20日判時1721号3頁)。大会社の取締役は、会社法の規定により、これらの内部統制システムについては、経営判断の原則により、その水準などについて善管注意義務を持って構築整備しなければならない責任を負う(会社法423条1項)。

取締役の善管注意義務との関係

- 従来、**内部通報の設置**自体は、会社法の規定の中に明確に規定されていた訳ではなく、その事業規模などから、**経営判断の原則により、会社が定める内部統制システムの一部をなす必要があると解される場合には、その構築整備は善管注意義務の対象となる**と解されている。
- また、親会社取締役の子会社の管理について、子会社の違法行為やそのリスクを認識しながら放置したような場合には、親会社取締役が善管注意義務違反による責任を負う可能性がある(福岡魚市場事件・最判平成26年1月30日判例時報2213号123頁がその旨の控訴審の福岡高判平成24年4月13日金融商事判例1399号23頁の判断を肯定している)。子会社の社員から内部通報があったような場合に問題になると解される。

監査役に対する報告体制の整備

○監査役に対する報告体制の整備(会社法施行規則100条3項4号)

- 本条項では、「監査役への報告に関する体制」を定めるが、当該監査役設置会社単体における監査役への報告体制を同項4号イとするとともに、当該監査役設置会社の子会社の役員又は当該役員から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制を同号ロとして規定している。
- 上記「報告」は、直接の報告に限るものではなく、社内外の適切な窓口を介して間接的に監査役への報告を含むものであり、内部通報制度の整備についても、間接的ながら、会社法の規定において認めたものである。ただし、立法担当者によれば、この規定は、監査役を窓口とする内部通報制度の設置までを求めるものではなく、既存の内部通報制度においても通報情報が確実に監査役に報告されるのであれば、これを認めるものとされている。
- 内部通報制度が既に設置されている場合には、コーポレートガバナンス・コードが規定するように、経営陣から独立した新しい内部通報制度として、別図のとおり、社外取締役や監査役に対する内部通報を行う制度を設置することも一案。

○監査役に対する報告者の不利益取扱いの禁止(会社法施行規則100条3項5号)

- 会社法施行規則100条3項5号では、従業員が同項4号のような報告を行ったことによって不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制整備を規定している。
- これは公益通報者保護制度と重なる部分もあると解されるが、あくまで監査役への報告を行った者への不利益取扱いの禁止の体制であるので、公益通報者保護制度と一致するものではなく、新たに規程を定めることが必要か、などの検討が必要となる。

コーポレートガバナンス・コードによる規制

1. 内部通報制度の整備(原則2-5)

「上場会社は、その従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、適法または不適切な行為・情報開示に関する危険や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。」

⇒コーポレートガバナンスコードが内部通報の整備を求めたことは、内部通報制度を内部統制システムの重要な構成要素として認めたものといえることができる。

2. 経営陣から独立した窓口の設置・不利益取扱いの禁止(補充原則2-5①)

「上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置(例えば、社外取締役と監査役との合議体を窓口とする等)を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止の規律を整備すべきである。」

⇒コーポレートガバナンス・コードの補充原則で言及されている、経営陣から独立した窓口の設置は、ヘルプラインに対して、コンプライアンス、リスクマネジメントの視点に加えて、ガバナンスの視点でも視ていこうとするものである。また、通報者の不利益取扱いの禁止は、内部通報制度の整備を実質的に促進していくのに重要なポイントを示すもの。

- 経営陣から独立した窓口を設置すべしとの提言は、経営トップが自ら関与する企業不祥事には内部通報がうまく機能しない例が生じていることを踏まえて、ガバナンスの視点から、企業の業務執行の監視機構として、取締役の相互監視、監査役の監査、会計監査人の会計監査に次いで、4つ目の監視機構を取り入れようとするものとも考えられ、ヘルプラインの新しい方向性を示すもの。
- 上場企業各社においては、コーポレートガバナンスコードの「コンプライ・オア・エクスプレイン」原則のもと、どのような制度を構築するか問題となるが、社外取締役や監査役を責任者とする外部窓口を設置するのも一案。

顧問弁護士と利益相反

民間事業者向けガイドライン

Ⅱ. 内部通報制度の整備・運用

1. 内部通報制度の整備

(3) 利益相反関係の排除

- 内部通報制度の信頼性及び実効性を確保するため、受付担当者、調査担当者 その他通報対応に従事する者及び被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)は、自らが関係する通報事案の調査・是正措置等に関与してはならない。
- また、通報の受付や事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所や民間の専門機関等の起用は避けることが必要である。

○高田政府参考人(衆議院:消費者問題に関する特別委員会:令和2年5月21日)

御指摘のとおり、ガイドラインでは、中立性、公平性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがあるものを通報の外部窓口として起用することは避けるべきとしております。

いわゆる顧問弁護士が顧問先企業の外部窓口を受任することが利益相反等に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、外部窓口の利用者である従業員の立場からは、中立性等に疑義が生じ得る委託先か否かが判断できることが重要です。

そのような観点からは、顧問弁護士への委託である場合には、その旨を従業員向けに明示するなどにより、外部窓口の利用者である従業員が通報先を選択するに当たっての判断に資する情報を提供することが望ましいと考えられます。

内部通報認証制度

- 内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準(※1)に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMS(※2)マークの使用を許諾する制度。

(※1)「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準

(※2)WCMS: Whistleblowing Compliance Management System

- 内部通報制度を適切に整備・運用している事業者は、社会的に高く評価され、消費者や取引先から信頼されて、企業ブランドの向上、ひいては金融市場や公共調達からの高い評価、優秀な人材の確保等につなげていくことができる。
- 内部通報制度認証の指定登録機関を指定するに当たっては、平成30年7月に内部通報制度認証実施要綱を公表し、指定登録機関の公募を行った。公募に応じた事業者は、結果として[商事法務研究会](#)のみであったが、専門的知見の有無や法人の性質、財産等の状況を審査した結果、同会は企業法務等に係る専門的な調査研究の実績を有していること、公益社団法人として営利を目的としていないこと等を踏まえ、指定の要件を満たすと判断し、指定登録機関としての指定を行った。
- 2020年9月11日現在78社が登録している。

内部通報認証制度登録業者一覧(2020年9月11日現在(78社登録))

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
アイ・ティー・エックス株式会社
アクサ生命保険株式会社
アコム株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社
朝日生命保険相互会社
株式会社イオン銀行
伊藤忠商事株式会社
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
株式会社伊予銀行
ウイングアーク1st株式会社
エーザイ株式会社
SMBCファイナンスサービス株式会社(旧社名:株式会社セディナ)
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
MXモバイルリング株式会社
大塚製薬株式会社
小野薬品工業株式会社
川崎汽船株式会社
KDDI株式会社
株式会社ゲオホールディングス
コニカミノルタ株式会社
株式会社山陰合同銀行
サントリー食品インターナショナル株式会社
サントリーホールディングス株式会社
株式会社 JTB
J. フロントリテイリング株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
株式会社 S U B A R U
住友生命保険相互会社
セガサミーホールディングス株式会社
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
ソニー生命保険株式会社
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

ソフトバンク株式会社
損害保険ジャパン株式会社(旧社名:損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
SOMPOケア株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社
SOMPOホールディングス株式会社
第一生命ホールディングス株式会社
第一生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社
株式会社ダイセル
ダイヤル・サービス株式会社
TIS株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
東京地下鉄株式会社
東洋製罐グループホールディングス株式会社
戸田建設株式会社
豊田通商株式会社
西松建設株式会社
株式会社ノジマ
野村ホールディングス株式会社
パーソルホールディングス株式会社
日立キャピタル株式会社
株式会社日立製作所
株式会社日立ハイテクノロジーズ
株式会社 広島銀行
ブルデンシャル生命保険株式会社
プロパティデータバンク株式会社
北越コーポレーション株式会社
株式会社ホンダロジスティクス
株式会社みずほフィナンシャルグループ
三井住友建設株式会社
三菱オートリース株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社三菱UFJ銀行
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
三菱UFJニコス株式会社
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
明治安田生命保険相互会社
株式会社物語コーポレーション
ヤマトホールディングス株式会社
LINE株式会社
株式会社りそなホールディングス

2020年改正

法改正の経緯

- 公益通報者保護法の制定後も、事業者において、長期間にわたって法令違反行為が行われたにもかかわらず、適切な通報がなされなかった結果、大きな問題が生じた事例がみられるなど、法が期待された役割を十分に果たしていないことが明らかとなった。

- 食品会社による食品偽装(2007年) ・精密機器会社による損失隠し(2011年) ・製紙による特別背任(2011年)
- 電機会社による防衛省等への不正請求(2012年) ・出版会社による景品水増し(2013年) ・素材会社による免震ゴム偽装(2015年)
- 総合電機による不正会計(2015年) ・医薬品財団による血液製剤に係る不正(2015年) ・自動車会社による燃費データ不正(2016年)
- 金融機関による不正融資(2016年) ・電器会社による不正会計(2017年) ・自動車会社による無資格検査(2017年)
- 運送会社による料金過大請求(2018年) ・輸送機器会社による製品検査データ改ざん(2018年)

- 消費者委員会の内閣総理大臣への答申「[公益通報者保護法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策についての答申](#)」(2018年12月)
:『[公益通報者保護専門調査会報告書](#)』

⇒約1年間、幅広く関係者から意見聴取・改正の法技術的検討

- 「[公益通報者保護法の一部を改正する法律](#)」(令和2年6月12日法律第51号)
(概要・要綱・法律・新旧対照条文・改正法Q&A)

改正法の概要

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、**通報者を特定させる情報の守秘**を義務付け(同義務違反に対する刑事罰を導入)【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	▷	(改正) 氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
------------------------------	---	---------------------------------
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行) 生命・身体に対する危害	▷	(改正) 財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	▷	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行) 労働者	▷	(改正) 退職者(退職後1年以内)や、 役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加
-------------	---	--
- 保護される通報【第2条第3項】

(現行) 刑事罰の対象	▷	(改正) 行政罰の対象を追加
----------------	---	-------------------
- 保護の内容【第7条】

(現行) (なし)	▷	(改正) 通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加
--------------	---	------------------------------------

※公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「公益通報者」の追加

1. 退職から1年以内の労働者(改正2条1項1号~3号)

(通報先)旧雇用元、派遣先、請負先(1年以内)

(趣旨)

- 法令違反行為の早期是正を促すことをその目的の一つとしており、保護される通報を退職後一定の期間内のものに限定し、早期の通報を促していく必要あり。
- 実際に退職後の通報を理由として不利益取扱いを受けた事例のほとんどが退職後一年以内に通報された事案。
- 退職から長期間経過後の通報については、証拠の散逸等により、通報を受けた事業者が適切に対応することが困難。

2. 役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、法令に基づき法人の経営に従事している者) ×退職した役員は対象ではない。(改正2条2項4号)

(通報先)役員に職務を行わせる事業者、(役員が当該事業に従事する場合)請負先の事業者
(調査是正措置義務の前置)

- 役員は、不正のおそれに気がついた場合、自らその調査、是正に当たる義務を負う。
 - 「**個人の生命身体への危害や財産に対する重大な損害が生じる場合**」に限り、調査是正措置を経ずに公益通報できる。(※事案の緊急性に着目)
- ⇒ 「**証拠隠滅等のおそれがある場合**」は、役員としては本来証拠隠滅等が生じないように注意して調査、是正に当たるべきであり、例外的な取扱いについては慎重な検討を要すると考え、証拠隠滅等のおそれがある場合については調査是正措置が前置される。

「通報対象事実」の拡大

1. 退職から1年以内の労働者(改正2条1項1号~3号)
(対象者)退職から1年以内の労働者(雇用、派遣、請負)
(通報先)旧雇用元、派遣先、請負先(1年以内)
(趣旨)

- 法令違反行為の早期是正を促すことをその目的の一つとしており、保護される通報を退職後一定の期間内のものに限定し、早期の通報を促していく必要あり。
- 実際に退職後の通報を理由として不利益取扱いを受けた事例のほとんどが退職後一年以内に通報された事案。
- 退職から長期間経過後の通報については、証拠の散逸等により、通報を受けた事業者が適切に対応することが困難。

2. 役員(改正2条2項4号)
(対象者)法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、
法令に基づき法人の経営に従事している者 (×退職した役員)
(通報先)役員に職務を行わせる事業者、(役員が当該事業に従事する場合)
請負先の事業者

※役員的外部通報(2号通報・3号通報)は調査是正措置が原則として前置される(改正6条)。

「通報対象事実」の拡大(改正2条3項)

(現行法)

□ 「対象となる法律」に違反する犯罪行為＋最終的に刑罰につながる行為

(改正法)

□ 「対象となる法律」に違反する犯罪行為＋最終的に刑罰につながる行為のこと

+

□ 「対象となる法律」において規定する過料の理由とされている事実＋最終的に過料につながる行為

(趣旨)

法の施行後、事業者において、犯罪行為以外の法令違反行為についても通報制度を通じて法令違反行為の是正を図ることが、法令遵守にとって有益であると意識が浸透してきたほか、過料対象行為により、国民の生命・身体・財産その他の利益に重大な影響を与えた事例が発生している。

※パワハラ・セクハラの通報

- パワハラやセクハラは、個別の国民の利益に関係するところがあると考えられ、例えば強制わいせつ罪や暴行罪等の刑事罰に結びつく場合であれば、本法による保護の対象となる。
- パワハラやセクハラについては、その相談を理由とする不利益取扱いが男女雇用機会均等法などの他の法律で禁止されているところであり、全体として相応に保護する制度が存在している。

※公文書の改ざんの通報

- 本法の目的等に鑑みまして、公文書管理法違反は該当しないが、ガイドラインにおいて、法令違反の通報を広く受け付けるということになっている。

2号通報(行政通報)の要件の緩和(改正3条2号)

改正	現行
<p>①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>②通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録を含む)を提出する場合</p> <p>イ 公益通報者の氏名または名称および住所または居所</p> <p>ロ 当該通報対象事実の内容</p> <p>ハ 当該通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料する理由</p> <p>ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由</p>	<p>①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p>
<p>当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等(※)に対する労働者の公益通報については解雇無効(+損害賠償の免除(改正7条))</p> <p>(※)改正により、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関があらかじめ定めた者も通報対象となる。</p>	<p>当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する労働者の公益通報については解雇無効</p>

(趣旨)

- 事業者への公益通報と同じ要件で行政機関に通報してよいということになると、事業者内部の自浄作用を高めることへのインセンティブが働かないことや、労働者が事業者に対して負う誠実義務とのバランスから、事業者に対する公益通報の要件と行政機関に対する公益通報の要件との間に一定の差を設けることが望ましい。
- 企業不祥事において事業者の経営陣が法令違反に関与しているなど、事業者内部の内部通報制度が機能不全で1号通報が期待できない場合もある。2号通報の真実相当性要件の該当性判断は消極的で通報を躊躇するケースもある。
- 改正法では、真実相当性がない場合でも、通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしている場合には、通報者への連絡が取れること(上記イ)、通報内容の合理的根拠が認められること(上記ロ・ハ)、行政処分や行政指導が行われるべき理由(上記ニ)が記載されている場合には、2号通報(行政通報)を認める。

3号通報(報道機関等への通報)できる場合の追加(改正3条3号)

改正	現行
<p>①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること(、かつ、)</p> <p>②次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 1号通報・2号通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ロ 1号通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ハ 1号通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ニ 役務提供先から1号通報・2号通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合</p> <p>ホ 書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)により1号通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合</p> <p>へ 個人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>へ' 個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p>	<p>①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること(、かつ、)</p> <p>②次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 1号通報・2号通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ロ 1号通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ハ 労務提供先から1号通報・2号通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合</p> <p>ニ 書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)により1号通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合</p> <p>ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p>

※上記の場合、労働者の解雇無効・損害賠償免責(趣旨)

事業者の利益を全く考慮しないのでは、かえって消費者の利益を損なうことになるため、事業者の正当な利益に配慮することも消費者の利益の確保にとって必要であるため、外部通報の保護要件は考えられているが報道機関に対する外部通報(3号通報)は、風評被害のおそれがあるため、行政機関に対する外部通報よりも加重された要件の下で保護することが適当。

役員の公益通報の要件

1号通報(役務提供先等)	通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると思料する場合
2号通報(行政通報) (①または②)	<p>①調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>②通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業性個人を除く)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p>
3号通報(報道機関通報) (①または②)	<p>①調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 1号・2号通報をすれば解任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>(2) 1号通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>(3) 役務提供先から1号・2号通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合</p> <p>②通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業性個人を除く)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p>

○役員的外部通報(2号通報・3号通報)は調査是正措置が原則として前置される(改正8条)。

- 役員は、不正のおそれ気がついた場合、「調査是正措置」をとることに努めることが求められる(改正8条2号イ・3号イ)。
- 「調査是正措置」とは善管注意義務をもって行う、通報対象事実の調査およびその是正のために必要な措置
- 「**個人の生命身体への危害や財産に対する重大な損害が生じる場合**」(改正8条2号ロ・3号ロ)に限り、調査是正措置を経ずに公益通報できる。(※事案の緊急性に着目)
- 「**証拠隠滅等のおそれがある場合**」は、役員としては本来証拠隠滅等が生じないように注意して調査、是正に当たるべきであり、証拠隠滅等のおそれがある場合については調査是正措置が前置される。

○役員を解任された場合の損害賠償請求(改正6条)

- 上記の要件に該当して役員を解任された場合は、役員は解任によって生じた損害を賠償請求をすることができる。「解任によって生じた損害」とは、残期間の役員報酬が典型。

○役員「不利益取扱い」の具体例(改正5条3項)

- 「報酬の減額」: 報酬額が具体的に定められた後に減額すること(株主総会で報酬決議がされる前などは含まれない)、退職金の不支給
- 取締役会の招集通知の不送付などの事実上の嫌がらせ
- 取締役として再任しないことは含まれない。

賠償請求の制限(免責)(改正7条)

- 事業者(2条1項各号)は、労働者の公益通報(3条各号)及び役員の公益通報(6条各号)によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない(改正7条)。
- 改正法は、公益通報によって事業者が損害を受けたことを理由とした損害賠償の請求について公益通報者の責任を免責することとしているが、この免責は、公益通報によって生じた損害についてであり、通報を裏づける資料の収集行為によって生じた損害についてまで必ずしも及ばない。
- 通報を裏づける資料の収集については、通報を受けた者が調査や是正措置に着手するために重要な位置づけを占める一方、内部資料の持ち出しは事業者における情報管理や企業秩序に対して悪影響を及ぼす場合もあるため、これらのバランスをとることが必要である。
- 裁判例においては、問題となった収集行為が通報内容の立証のためになされたものであり、公益通報との間に因果関係が認められるとして通報者に責任はないとしたものがある一方、収集行為が不正行為とは無関係のものに対するものが多いこと等から、通報者の責任を認定したものもある。

通報者が損害賠償請求を受けた事例

事例1 勤務先が経営する特別養護老人ホームにおいて入所者へ虐待行為が行われている旨を、行政機関や労働組合、新聞社に情報提供をし、報道されたところ、100万円の損害賠償を請求された事例(札幌高判平成20年5月16日、上告審:最二小判平成21年10月23日判時1494号 1頁、差戻審:札幌高判平成22年5月25日)。

⇒通報者に対して、通報内容は虚偽である等として損害賠償請求がなされた事例。裁判では、通報内容は事実である等として通報者に対する損害賠償請求を棄却する原審の判断が維持された。

事例2 在職中に勤務先の内部書類を複写した上で、退職後に、東京国税局や取引先に情報提供したところ、元の勤務先から約4400万円の損害賠償を請求された事例(東京地判平成19年11月21日判時1994号59頁)。

⇒判決では、通報の根幹部分は事実であり、通報手段・方法も社会的相当性を逸脱しないとして、通報は正当行為に当たり、その違法性が阻却されるとされた。

事例3 元労働者が、元の勤務先において顧客に対し表示している内容と異なる工程でクリーニングしている事実を、新聞社の記者に明らかにしたところ、元の勤務先から5500万円の損害賠償を請求された事例(福岡高判平成19年4月27日判タ1252号285頁)。

⇒判決では、新聞社及び通報者に対する請求は棄却された。なお、当該業者は、通報者が建造物侵入及び名誉毀損を行ったとする刑事告訴も行った。

事例4 就労支援施設における虐待の事実を市に通報した男性が、施設から事実無根の中傷で名誉を毀損されたとして、約100万円の損害賠償を訴訟において請求された事例(平成27年11月報道)。

事例5 就労支援施設において、男性職員が、知的障害のある男性利用者の裸の写真を撮影し、職場の共用パソコンに保存したりするなどの行為している事実を、職員が市に通報し、市は虐待の事実を認定したが、施設が通報した職員に対し、約700万円の損害賠償を求める通知を行った事例(平成27年10月報道)。

※大阪高判 H21.10.16(判例集未掲載)

勤務先の法令違反に関する証拠書類を持ち出し、法務局へ通報したことによって、退職に追い込まれたとして、通報者が勤務先へ損害賠償請求を行った事例。

⇒判決では、本件は公益通報に当たり、通報に付随する資料持出しを理由に不利益取扱いをすることはできないとされた。

事業者がとるべき措置(改正11条)

1. 公益通報対応業務従事者の設置義務(改正11条1項):常時使用する労働者数300人超

- 事業者は、労働者の1号通報(事業者通報)(3条1項1号)及び役員1号通報(事業者通報)(6条1号)を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、その是正に必要な措置をとる業務(「公益通報対応業務」)に従事する者(「公益通報対応業務従事者」)を定めなければならない。

2. 適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置(改正11条2項):常時使用する労働者数300人超

- 事業者は、公益通報対応業務従事者の設置のほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、労働者の1号通報(事業者通報)(3条1項1号)及び役員1号通報(事業者通報)(6条1号)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。

※上記1・2の「常時使用する労働者」とは、常態として使用する労働者を指すことから、パートタイマーであっても、繁忙期のみ一時的に雇い入れるような場合を除いて含まれる。役員については、労働者ではないことから含まれない(Q&A2-3)。

3. 労働者数300人以下の事業者の努力義務(改正11条3項)

- 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については、公益通報対応業務従事者の設置(改正11条1項・上記1)および適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置(改正11条2項・上記2)はいずれも努力義務となる。

(趣旨)事業者の規模によっては公益通報への対応業務に従事する恒常的な人員が確保されているとは限らないため、一定規模以下の事業者については、公益通報対応業務従事者を定めることや内部通報体制の整備を努力義務にとどめる。

※300人以下の子会社のあるグループで一元的な窓口を設ける(親会社に委託)ことができる。

4. 内閣総理大臣の指針(改正11条4項)

- 内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者の設置(改正11条1項・上記1)および適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置(改正11条2項・上記2)に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

※ 内閣総理大臣が指針で定める事項(予定)

- 公益通報対応業務従事者の配置および教育訓練の実施
- 公益通報を受け付ける窓口の設定および制度の周知
- 公益通報に基づく調査および是正措置
- 公益通報を理由とした不利益取扱いの禁止および公益通報者に関する情報漏えいの防止ならびに事後の措置
- 上記措置に関する内部規程の整備および当該規程に基づく運用

5. 義務の履行確保措置(改正15条・16条)

- 公益通報対応業務従事者の設置(改正11条1項・上記1)および適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置(改正11条2項・上記2)については、内閣総理大臣(消費者庁長官に権限委任(改正19条))による助言、指導、勧告の対象となる(改正15条)。

- 常時使用する労働者が300人を超える民間事業者については、勧告に従わない場合には公表の対象となる(改正16条)。

- 公益通報対応業務従事者の守秘義務違反について個人には刑事罰を科す(改正12条・21条)が、内部通報体制の整備義務を担う事業者には罰規定はない。

公益通報対応業務従事者の義務(改正12条): 刑事罰つき守秘義務

(公益通報対応従事者の義務)

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

(趣旨)

- 誰が通報したのかという情報が漏れいされ、不利益取扱いにつながる事案が見られることから、不利益取扱いを抑止する観点からは、公益通報者に関する情報漏えいの防止が極めて重要。
- 消費者庁の調査によれば、通報をためらう理由として、誰が通報したかが知られてしまうことへの懸念が多く挙げられている。公益通報者が安心して通報する環境を整備する観点からも、情報漏えいの防止を十分図る必要がある。
⇒このような実態を踏まえまして、守秘義務を設け、刑事罰の対象とすることで、公益通報者が不利益取扱いを受けることなく安心して通報できる環境を確保することとした。

(正当な理由)

- 公益通報者の保護を図りつつ法令遵守を促すとの観点からは、「公益通報者本人の同意がある場合」や「法令に基づく場合」のほか、「公益通報に関する調査等を担当する者の間での情報共有」等、通報対応に当たって必要な場合などを正当な理由がある場合として想定。

(過失犯)

- 刑事罰は過失犯の規定がない限り故意犯が対象となりますので、過失犯の規定を設けていない改正法では、過失による漏えいは処罰の対象外となる。

(公益通報に該当しない通報の守秘義務)

- 公益通報に該当しない通報であっても、不正行為のおそれに関する通報に関する秘密を保持することは、公益通報者保護制度の実効性を向上するに当たって重要である。そうした観点から、消費者庁において策定、公表している民間事業者向けガイドラインにおいても、例えば、法令違反のほかにも、内部規程違反等についても幅広く通報を受け付けることが適当であるとした上で、寄せられた通報に係る秘密保持の徹底を図ることが重要である旨を定めている。

改正法と通報の匿名性

- 改正法により、担当者に対する刑事罰付きの守秘義務を設けている(改正12条)ほか、事業者に対して事業者内部の公益通報に対応するための体制整備等を行う義務を設ける(改正11条)こととするとともに、報道機関等への通報が保護される場合として、事業者が公益通報者を特定させる事項を漏えいするおそれがある場合(改正3条3号ハ)を追加している。これらの措置によって、事業者における適切な情報管理に向けた取組が組織的にも促され、通報者の匿名性などが確保されると考えられる。
- 民間事業者ガイドラインにおいては、通報者保護の観点から匿名の通報も受け付けることが必要であり、かつ、匿名の通報の場合でも、通報者と通報窓口担当者が双方向で情報伝達を行い得る仕組みを導入することが望ましいとしている。
- 匿名の通報がなされた場合に通報者を探索することは、原則として通報者保護の観点から控えるべきであるが、事業者の利益が不当に害されているケースなど、一定の例外がある(※例えば、虚実織り混ぜた情報をSNSを用いて頻繁に情報発信する、報道機関に繰り返し投書する等の行為)。

附則関係

1. 施行期日

- 一部の附則規定を除き、公布の日（令和2年（2020年）6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日からとされている（改正法附則1条）。
- （現時点では未定であるが、十分な準備期間を確保いただけるよう、おおむね令和4年頃（2022年）を予定している。）

令和2年6月12日 公布

令和3年 指針、各種ガイドラインの作成

令和4年6月まで 施行予定

（出所）消費者庁作成資料

2. 経過措置

- 改正法による改正後の本法の規定は、この法律の施行後にされる公益通報について適用され、改正法の施行前にされた本法による改正前の公益通報については、なお従前の例による（改正法附則2条）。

3. 検討（改正法附則5条）

- 政府は、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、「公益通報」をしたことを理由とする「公益通報者」に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱いその他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒不利益取扱いに対する行政措置（事後的な行政措置）の導入、刑事罰、立証責任の転換

※事実認定や執行体制に多くの課題があることから、今回の改正法案では導入が見送られた。

衆議院附帯決議

- 一 本法の改正趣旨や各条項の解釈等について、現行の公益通報者保護法及び公益通報窓口とともに、労働者、退職者、役員、事業者、地方公共団体、関係行政機関等に十分周知徹底すること。周知に当たっては、公益通報者保護法の認知度が低いことを踏まえて、認知度が上がらなかった要因を分析すること。
- 二 本法に基づき内閣総理大臣が定める指針において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成・保管など内部通報制度の利用状況や通報者保護の状況を事後的に検証できるように、内部通報体制整備の在り方について検討を行うこと。
- 三 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底するため、同庁内部の人材育成・人員増強を行うとともに、将来的に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。
- 四 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行に関する行政措置を行うに当たり、その円滑・確実な実施に向けて、関係行政機関の協力を得つつ運用すること。
- 五 公益通報対応業務従事者等の守秘義務が解除される「正当な理由」については、事業者がとるべき措置に関して考え方を明らかにするとともに、通報者の氏名等が不要に漏らされることのないよう、公益通報対応体制の整備の促進に努めること。
- 六 本法に基づき事業者が定めなければならない公益通報対応業務従事者に対する研修・教育を十分に行うこと。
- 七 通報をしようとする者が事前に相談する場が必要であることから、民間における通報・相談の受付窓口の更なる充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること。
- 八 本法附則第五条に基づく検討に当たっては、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置の導入、立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

参議院附帯決議

- 一 本法の改正趣旨や各条項の解釈等について、現行の公益通報者保護法及び公益通報窓口とともに、労働者、退職者、役員、事業者、地方公共団体、関係行政機関等に十分周知徹底すること。周知に当たっては、公益通報者として保護される要件を分かりやすく解説するとともに、公益通報者保護法の認知度が低いことを踏まえて、認知度が上がらなかった要因を分析し、それを解消する工夫を図ること。
- 二 内部通報制度に対する労働者等の信頼性を高め、かつ、内部通報制度の導入に向けた事業者のインセンティブの向上を図るため、**第三者認証制度の創設**も含め、内部通報制度認証の更なる普及促進を図ること。
- 三 役員による事業者外部に対する公益通報の保護要件として求められる**調査是正措置について、役員による公益通報を過剰に抑制する**ようなことがないように、事業者内部における通報対象事実の是正可能性の有無・程度や、公益通報をした役員に対する不利益取扱いの蓋然性に留意した調査是正措置の在り方に関する考え方を明らかにすること。
- 四 本法に基づき**内閣総理大臣が定める指針**において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、**通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成・保管等を通じて、各事業者における内部通報制度の利用状況や通報者保護の状況を事後的に検証できる仕組み**とするよう検討すること。
- 五 **中小事業者を含め実効的な内部通報体制の整備が促進されるよう、事業者の業種、規模等に応じて導入可能な内部通報体制の好事例の周知、業界団体等による共通窓口の設置支援**など効果的な普及・促進に努めること。
- 六 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底するため、消費者庁内部の人材育成・人員増強を行うとともに、将来的に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるため、外部の専門家の知見の活用も含め、組織的基盤の強化を図ること。
- 七 消費者庁は、**内部通報体制整備義務の履行に関する行政措置**を行うに当たり、その円滑・確実な実施に向けて関係行政機関の協力を得つつ運用すること。
- 八 公益通報対応業務従事者が**守秘義務を確実に守りつつ不安を感じることなく公益通報対応業務に臨めるよう、具体的な業務における留意事項等を定めたガイドラインを整備するとともに、必要な研修・教育を十分に**行うこと。
- 九 公益通報対応業務従事者等の**守秘義務が解除される「正当な理由」**については、**通報者が安心して通報できるよう詳細な解釈を明らかにするほか、事業者がとるべき措置に関して考え方を明らかに**すること。また、**通報対象事実の調査及びその是正に必要な措置等を講ずる過程における過失又は周辺状況からの推測等により通報者の氏名等が不要に漏らされることのない**よう、調査及びその是正に必要な措置等の手法に関する好事例の収集・周知等を行い、適切な公益通報対応体制の整備の促進に努めること。
- 十 行政機関における公益通報対応体制の整備義務の履行が徹底されるよう、小規模な地方公共団体における公益通報対応体制の在り方について検討を行い、必要な支援策を講ずること。
- 十一 通報をしようとする者が事前に相談する場が必要であることから、**民間における通報・相談の受付窓口の更なる充実**に関し、**日本弁護士連合会等に協力を要請するとともに、国及び地方の行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努める**こと。
- 十二 消費者庁に開設する一元的相談窓口において、通報者からの相談対応の一層の充実を図るとともに、通報者への十分な支援を行うこと。また、行政機関が不適切な通報対応を行った事例が生じてきたことに鑑み、通報者から行政機関における通報対応に関する意見・苦情を受けた際は、適切な対応を求めること。
- 十三 **本法附則第五条に基づく検討に当たっては、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰の導入、立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲、取引先等事業者による通報、証拠資料の収集・持ち出し行為に対する不利益取扱い等**について、諸外国における公益通報者保護に関する法制度の内容及び運用実態を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。